

## Client Alert

2020年 10月15日

For further information, please contact:

**Brian Chia**  
Partner  
+603 2298 7999  
brian.chia@wongpartners.com

**Ee Von Teo**  
Partner  
+603 2298 7810  
eevon.teo@wongpartners.com

日本語でのお問い合わせは、井上まで:

**Yoko Inoue (井上 洋子)**  
+65 6434 2605  
yoko.inoue@bakermckenzie.com

## マレーシア: 外国人材雇用の新たな要件: 求人広告

### 概略

2020年10月2日、マレーシア出入国管理局の外国人サービス部門(「ESD」)は外国人材の雇用を望む全ての雇用主を対象とする手続変更を発表した。

非マレーシア人の雇用パス(「EP」)を申請する雇用主は、現在、JobsMalaysia が主催する職業紹介プログラムに参加の上、JobsMalaysia ポータルで求人広告を掲載する必要がある。

本要件は、Covid-19 パンデミックによって引き起こされた失業率の上昇に対処するための政府の取り組みの一部として導入された。

### 詳細


#### 外国人材を採用するための新たな要件

本要件には、JobsMalaysia が主催する職業紹介プログラムへの参加と、JobsMalaysia ポータルでの最低 30 日間の求人広告の掲載(「新たな要件」)が含まれる。この期間が経過し、広告の役割に適した候補者がいないと判断されると、雇用主は JobsMalaysia からその会社はその役割に非マレーシア人を雇用する資格があることを確認する宣言書(Declaration Letter)を入手する必要がある。この宣言書は、EP 申請(「EP 申請」)プロセスの一部となる、外国知識労働者予測(「FKWP」)の申請書類として ESD に提出する必要がある。

#### 1. 新たな要件

新たな要件には、下記の手順が含まれる:

- (a) JobsMalaysia への雇用主登録;
- (b) JobsMalaysia ポータル(「ポータル」)における最低 30 日間の求人広告の掲載;
- (c) ポータルに求職者として登録された個人、及びポータルに掲載された広告による未登録の個人による応募に基づく、求職者と広告された役割の自動マッチング;

- 
- (d) 提出またはマッチングされた申請に基づき、雇用主は(i)候補者リスト作成、(ii)面接、(iii)拒否、または(iv)関連する申請者のブラックリスト作成を行う。面接は、応募者の役割への適合性を真に考慮して公正に行われる必要があり、候補者を拒否またはブラックリストに登録する決定は正当化されるべきである;
  - (e) ポータル上の広告に加えて、雇用主は就職説明会を含む、JobsMalaysia が主催する求人プログラムに参加する必要がある;そして
  - (f) 30 日間の求人広告後、その役割に適した地元候補者が特定されない場合、雇用主は、会社が(i)ポータルでの求人広告を既に済ませており、(ii)この役割に外国人を雇用する資格を有することを確認する宣言書を JobsMalaysia に申請できる。この確認書は 3 か月間有効であり、FKWP の申請書類の一部として提出する必要がある。

## 2. ポリシーの目的

新たな要件の背後にある目的は、経済における Covid-19 パンデミックによる失業率の上昇を抑え、国の外国人材への依存を減少させることである。

本取り組みは、また雇用機会を求めるマレーシア市民に一元化されたワンストップセンターを提供するために政府が設立した JobsMalaysia ポータルを通じて、企業の熟練マレーシア従業員へのアクセスを改善するものである。政府機関、民間機関、法定機関を含む、様々な雇用主がこのポータルで登録され、求人広告を掲載している。

[www.wongpartners.com](http://www.wongpartners.com)

Wong & Partners  
Level 21  
The Gardens South Tower  
Mid Valley City  
Lingkaran Syed Putra  
59200 Kuala Lumpur

## 結論

今後、全てのマレーシアの雇用主が、地元の候補者よりも非マレーシア人を選ぶ際には、より高い基準に拘束されることとなる。雇用主は、地元応募者を適切に検討する必要があり、マレーシア人候補者を拒否する決定は、正当化されなければならない。雇用主はまた、EP 申請書の準備のタイミングや外国人材採用の際には、この新たな要件を考慮する必要がある。